

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
一般社団法人 大阪府医師会	4120005003313	府医師会館応益金 大阪府医師会会費 (1~3期分)	210,000	府医師会館応益金90,000 (入会時のみ) 会費 一名 40,000 (1期あたり)	平成29年4月21日 平成29年8月10日 平成29年12月15日 平成30年3月23日	認定産業医として認定されるには、 大阪府医師会に登録指定されること が必要であるため。		
一般社団法人 大阪市北区医師会	8120005003474	管理医師変更時手続き料 北区医師会入会金 大阪市北区医師会会費 (1~3期分)	1,056,000	管理医師変更時手続き料 700,000 (管理医師変更時のみ) 北区医師会入会金 300,000 (入会時のみ) 会費 一名 56,000 (1期20,000、2期・3期 18,000)	平成29年4月21日 平成29年8月10日 平成29年12月15日 平成30年3月23日	認定産業医として認定されるには、 大阪市北区医師会に登録指定される ことが必要であるため。		
公益社団法人 応用物理学会	3010005017052	講演会参加費	106,000	-	平成29年9月22日 平成30年1月31日	-	公社	国認定
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	研修会参加料	265,600	-	平成29年4月14日 平成29年4月28日 平成29年6月16日 平成29年7月14日 平成29年9月15日 平成29年10月13日 平成29年11月17日 平成29年12月15日 平成29年12月22日 平成29年12月28日 平成30年2月16日 平成30年3月9日	-	公社	国認定

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく平成29年度第4四半期における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。